

- (2) は平成17年4月1日から、2は建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第 号）第4条の規定の施行の日から施行することとした。
- 10 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の規定の整理を行うこととした。（別表第1関係）
- 11 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 農村工業等導入地区内における県税の課税免除適用期限を平成18年3月31日まで延長することとした。（第4条の3関係）
- 2 中心市街地に係る県税の不均一課税基本計画の公表期限を平成18年3月31日まで延長することとした。（第4条の12関係）
- 3 この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 熊本県税条例の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うこととした。
- (1) 不動産取得税関係（別記第30号の3様式）
- (2) 軽油引取税関係（第35条の7及び別記第48号の5様式）
- (3) 狩猟者登録税及び入猟税の廃止並びに狩猟税の創設関係（目次、旧第34条の3の3、第39条の2の2、旧別記第47号の3の3様式及び別記第52号の2様式）
- 2 地方税法の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。（第10条関係）
- 3 地方税法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うこととした。（第19条の3関係）
- 4 その他規定の整備を行うこととした。（別記第5号の2様式、別記第5号の3様式、別記第47号の4様式、別記第47号の5様式及び別記第47号の6様式関係）
- 5 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1（2）並びに別記第5号の2様式及び別記第5号の3様式の改正規定は、平成16年6月1日から施行することとした。
- 6 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができることとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第37号

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10節 狩猟者登録税（第117条―第122条）」を「第10節 削除」に、「第3節 入猟税（第145条―第148条）」を「第3節 狩猟税（第145条―第150条）」に、「第149条」を「第151条」に改める。

第4条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 狩猟税
第5条第1項第6号を次のように改める。

(6) 削除
第5条第1項第9号を次のように改める。

(9) 削除
第5条第1項に次の1号を加える。

(12) 狩猟税にあっては、狩猟者の登録を受ける県庁又は地域振興局の所在地
第23条第1項中「、狩猟者登録税」を削り、「入猟税」を「狩猟税」に改める。
第26条第5項中「公益法人等（）」の次に「防災街区整備事業組合、」を加える。
第38条の19中「第37条の10第2項に規定する証券業者」を「第37条の11の3第3項第1号に規定する証券業者等」に改める。
第49条第2項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。
第56条第1項中「当該不動産取得」を「当該不動産の取得」に改め、同条第3項中「第

13 項」を「第 14 項」に改める。

第 2 章 第 10 節を次のように改める。

第 10 節 削除

第 117 条から第 122 条まで 削除

第 130 条第 3 項中「第 143 条の 2 第 1 項第 3 号」を「法第 700 条の 22 の 2 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 4 項中「第 143 条の 2 第 1 項第 1 号」を「法第 700 条の 22 の 2 第 1 項第 1 号」に、「混和の」を「製造の」に改め、同条第 5 項中「第 143 条の 2 第 1 項第 4 号」を「法第 700 条の 22 の 2 第 1 項第 4 号」に、「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に改める。

第 137 条第 1 項中「第 132 条」を「法第 700 条の 5」に改める。

第 138 条第 2 項中「用途に照らし、適当なものであると認めるときは」を「用途のいづれにも該当しないときその他施行令第 56 条の 8 の 2 第 1 項に定めるときを除き」に改め、同条第 7 項中「、適当なものであると認めるときは」を「適当でないときその他施行令第 56 条の 8 の 2 第 2 項に定めるときを除き」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第 1 項後段の規定により 2 人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した地域振興局長等は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

第 143 条の 4 第 6 項中「1 年間」を削る。

第 144 条第 7 項中「第 700 条の 15 第 6 項」を「第 700 条の 15 第 8 項」に改める。

「第 3 節 入猟税」を「第 3 節 狩猟税」に改める。

第 145 条（見出しを含む。）中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第 146 条から第 148 条までを次のように改める。

（狩猟税の税率）

第 146 条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 16,500 円

(2) 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000 円

(3) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 68 条第 2 項第 4 号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4 分の 1

(2) 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4 分の 3

（狩猟税の賦課期日及び納期）

第 147 条 狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とする。

2 普通徴収の方法による場合の納期は、地域振興局長等が定める。

（狩猟税の徴収の方法）

第 148 条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、知事が必要があると認める場合においては、普通徴収の方法によることができる。

2 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受ける場合においては、県が発行する証紙を次条に規定する狩猟税の申告書にはりつけて、狩猟税を払い込まなければならない。

第 4 章中第 149 条を第 151 条とする。

第 3 章第 3 節中第 148 条の次に次の 2 条を加える。

（狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務）

第 149 条 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受けるときに、次に掲げる事項を記載した申告書を課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。この場合において、当該納税義務者が第 146 条第 1 項第 2 号に掲げる者であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

(1) 住所及び氏名

(2) 狩猟免許の種類

(3) 前 2 号に掲げるものを除くほか、知事が必要と認める事項

（狩猟税に係る不申告に関する過料）

第 150 条 狩猟税の納税義務者が、前条の規定により申告すべき事項につき、正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

附則第 4 条中「特定配当等」の次に「（租税特別措置法第 4 条の 2 第 9 項及び第 4 条の 3 第 10 項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加える。

附則第 6 条の 7 第 1 項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成 16 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項中「第 59 条第 1 項に規